

(仮訳)

持続可能な開発のための 2030 アジェンダの達成に向けた

犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進に関する京都宣言

我々、加盟国の国家元首、政府首脳、閣僚及び代表らは、

1970年に開催され、国際社会が社会経済開発の文脈において犯罪防止のための取組について協調し、強化することを誓った第4回コンGRESの半世紀後、2021年3月7日から12日までの間、日本国の京都における第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議に参集し、

国際連合犯罪防止刑事司法会議の65年の遺産、同会議が犯罪防止・刑事司法分野における最大かつ最も多様な国際的なフォーラムとして引き続き担う重要な役割、同会議が政策及び専門的な実務についての議論と国際社会によるコミットメントを進めてきた実績を評価し、

第13回コンGRESで採択された社会・経済問題に対処し、国家的・国際的な法の支配及び市民参加を推進するために犯罪防止・刑事司法をより広い国際連合のアジェンダへ統合することに関するドーハ宣言において、我々がシステム全体での協調を強化するために犯罪防止・刑事司法の諸問題を国際連合のより広いアジェンダに統合する必要性を再確認したことを想起し、

持続可能な開発のための2030アジェンダの採択を含め、第13回コンGRES以降になされた進展の上に更に積み上げていく必要性、これまでの実績及び克服すべき課題について認識し、

次のとおり宣言する。

1 我々は、法の支配、社会経済開発、公衆衛生と治安、環境的・文化的な遺産に対して犯罪がもたらす負の影響について深い憂慮を表明する。

2 我々は、犯罪がより国際化、組織化、複雑化していること、犯罪者が違法行為を行うためにインターネットを含む新興技術を更に利用していること、そのため、従来からの犯罪のみならず新興の形態による犯罪を防止し、これらと闘う上で前例のない課題が生み出されていることについても、深い憂慮を表明する。

3 我々は、持続可能な開発と法の支配が関連し、相互に補強し合う関係にあること、犯罪が持続可能な開発を妨げるものであること、持続可能な開発の達成は国家が効果的に犯罪を防止し、これと闘うことを可能にする要素であることについて確固とした認識を持ち、犯罪防止・刑事司法分野における取組を通じて、持続可能な開発のための2030アジェンダの達成に貢献することを行う。

4 我々は、多面的なアプローチを通じて法の支配を促進することを行う。

5 我々は、刑事分野における国際協力を促進し、強化することにより、犯罪を防止し、これと闘うための地球規模の協調的な取組を強化することを行う。

6 我々は、急速に変化する現実に鑑み、時宜を得た適応と、必要が生じた場合には、刑事分野における国際協力の国際的な法的枠組みを強化することの必要性に注目する。

7 我々は、法の支配の中心的な要素としての法執行機関、その他の刑事司法機関及び実務家たちが効果的に犯罪を防止し、これと闘うための能力を強化し、そのために技術支援を提供することを行う。

8 我々は、法執行機関、刑事司法機関及びその他の関係する機関が、犯罪に対処するためのツールとしての新しい先端的な技術について、悪用や濫用を防止するための十分かつ効果的な防止手段を講じた上で、効果的かつ適切に用いていく。

9 我々は、国家及び政府としての、犯罪防止の戦略と政策を策定する主要な役割と責任を強調する。

10 我々は、民間セクター、市民社会、アカデミア及び科学界、並びに、必要に応じて、その他の関連するステークホルダーとの間のマルチステークホルダー・パートナーシップに関与し、それらを育成することにより、法執行機関及びその他の刑事司法機関とその他の政府部門との協力や調整を通じて、犯罪を防止し、それらと闘うとともに、同機関等の活動を支援するための多面的な取組を強化することを行う。

1 1 我々は、犯罪防止・刑事司法分野において、犯罪防止刑事司法委員会が国際連合の主要な政策形成機関として担う中心的な役割を強化するという我々のコミットメントを再確認する。

1 2 我々は、犯罪防止・刑事司法分野において、関係するステークホルダーと協力し、技術支援の提供、能力構築及び規範面での業務、調査並びに専門性を通じて加盟国を支援する国際連合の主要な機関としての国連薬物犯罪事務所の役割を再確認し、同事務所に対する十分で安定的かつ予測可能な資金を提供するために努力し、また、国際連合システムにおいて、犯罪防止・刑事司法に関し、政策形成機関やその補助機関を含む、ウィーンに拠点を置く政府間のフォーラムが、それぞれのマンデートの中で担っている、犯罪防止・刑事司法分野における最も価値があり、かつ地球的な規模を有する知識、インプット、指針及びベストプラクティスの源としての役割も再確認する。

1 3 我々は、新型コロナウイルス感染症に由来する状況、犯罪者や組織的な犯罪集団に新たな機会を作り出し、その手口を様々な形、様々な範囲で変容させたその社会的経済的影響、さらに、多面的に刑事司法に提起された課題に重大な懸念を表明する。

1 4 我々は、特に健康、安全及び治安の観点から、閉鎖された環境でのウイルスの急速な拡散という現実的なリスクに対する刑務所の脆弱性、またそれが、刑務所の過剰収容や刑務所の劣悪な条件など、長期的に続いている課題によって更に悪化する可能性のあることに重大な懸念を表明する。

1 5 我々は、持続可能な開発と国際協力に対する影響を含む、パンデミックの社会経済的な影響を考慮に入れ、最も貧しく脆弱な人々がパンデミックの影響を最も強く受けていることを認識した上で、新型コロナウイルス感染症によって引き起こされ、悪化させられた犯罪防止・刑事司法に対する課題に対処し、国際的な障害を取り除くための、多国間アプローチによるものを含む、断固たる行動と行動志向の措置を講じ、開発途上国の能力構築や技術支援の緊急の必要性に特段の配慮をしつつ、多国間協力とマルチステークホルダー・パートナーシップを通じて、法執行機関やその他の刑事司法機関の強靱性を強化することにコミットする。

1 6 我々は、新型コロナウイルス感染症によるパンデミックの現在進行中の経験に照らし、また、今後の同様の課題に備えて、刑事司法制度を見直し、デジタル化の促進を通じて、より効果的で、説明責任があり、透明性があり、包摂的で、対応力のあるものにする必要があることを認識する。

17 我々は、地方、国内、地域的及び国際的レベルにおける犯罪の防止及びそれとの闘い並びに法の支配の推進における多国間アプローチに再コミットするとともに、この点で加盟国を支援するための国際連合の主導的機関としての国連薬物犯罪事務所の役割を含め、国際連合の中心的役割を再確認する。

18 我々は、全ての国が、公平な司法の運営において、また、犯罪の防止とそれへの対処のための我々の全ての取組において、全ての人権と基本的自由を十分に促進し、保護するとともに、人間の尊厳の原則を擁護する責任を有することを強く再確認する。

19 我々は、全ての国が、犯罪の防止とそれへの対処のための我々の全ての取組において、国際連合憲章を全体として擁護し、国家の主権平等と領土保全の原則及び他国の内政への不干渉の原則を完全に尊重する責任を有することを強く再確認する。

20 我々は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約及びその議定書、腐敗の防止に関する国際連合条約、3つの国際麻薬取締条約、テロ対策に関連する国際条約及び議定書を、これらの締約国として、また、国際協力を促進するための基礎を含むその他の関連する国際的な義務を、完全かつ効果的に活用することにコミットする。

したがって、我々は、次に掲げる行動をとることを努力する。

犯罪防止の推進

根本原因を含む犯罪の原因への対処

21 社会の様々な部分を犯罪に対して脆弱にする、根本原因を含む原因やリスク要因に対処する犯罪防止戦略を、その有効性を含めて開発、実施及び評価し、我々の能力を強化するためのベストプラクティスを共有する。

エビデンスに基づく犯罪防止

22 統計のための国際犯罪分類（ICCS）を踏まえつつ、体系的かつ一貫性のある基準を用いてデータを収集・分析することで、エビデンスに基づく犯罪防止戦略を強化し、その有効性を評価する。

23 統計指標の開発を考慮し、犯罪動向に関するデータの質と利用可能性を向上させ、そのようなデータを自主的に共有することで、世界の犯罪動向をよりよく理解する我々の能力を強化し、犯罪を防止し、それと闘うための戦略の有効性を向上させる。

犯罪の経済的側面への対処

24 犯罪の経済的側面に対処し、犯罪収益の特定、追跡、押収、没収、回収、返還及び金融捜査のための国内の強固な枠組みの確立などを通じ、犯罪者や犯罪組織から不正な利益を剥奪し、マネーロンダリングや不正な資金の流れを防止し、それに対処するための戦略を開発するための効果的な措置を開発、実施する。

25 犯罪収益を効率的に保全し、管理する観点から、差し押さえられた財産及び没収された財産の効果的な管理及び処分に関する、国連薬物犯罪事務所によって行われた研究を念頭に置きつつ、差し押さえられた犯罪収益及び没収された犯罪収益の管理を規制するための効果的な措置を検討・評価し、実施する。

テラーメードの犯罪防止戦略

26 ステークホルダーと警察との協力の推進、建設的な紛争解決及び国内法に基づくコミュニティ志向の警察活動の推進、ギャング関連及び都市型の犯罪並びにあらゆる形態の組織犯罪の防止等のため、一般市民の間に、文化的多様性を認識した上で、法の支配に対する尊重に基づき、法遵守の文化を醸成するなどの方法により、地域の状況を踏まえたテラーメードの犯罪防止戦略を推進する。

犯罪防止におけるジェンダーの視点の主流化

27 ジェンダーに関連した特有のニーズや状況の分析を実施し、また、影響を受けている集団からの知見を得ることで、とりわけ、ジェンダーに関連した殺人を含む、ジェンダーに関連したあらゆる形態の暴力、犯罪、被害者化を防ぐなどの、犯罪を防止するための政策、プログラム、法律、その他の取組においてジェンダーの視点を主流化させる。

28 ドメスティック・バイオレンスを防止し、対抗し、その目的のために、適切な事件処理の確保、福祉及び刑事司法機関の役割の調整、被害者への安全な環境の提供など、国内法の範囲内で実効性のある対策を講じる。

犯罪防止における子どもと若者

29 移民を密入国させることやギャングやテロ組織を含む組織的な犯罪集団による勧誘などの文脈における子どもたちの特別な脆弱性に留意しつつ、子どもの性的虐待や搾取並びに人身取引など、オンラインとオフラインの双方におけるあらゆる形態の犯罪、暴力、虐待、搾取から子どもを確実に保護するため、子どもの脆弱性を十分に考慮した上で、子どもと若者のニーズに対処し、その権利を保護する。

犯罪防止のための若者のエンパワーメント

30 社会、教育、文化、娯楽、スポーツに関連する若者のプログラムや若者のフォーラムを開催したり、ソーシャルメディアのプラットフォームやアプリケーション、その他のデジタルツールを利用して若者の声を増幅するなどして、犯罪防止の取組を支援するために若者が地域社会で積極的な変化を起こす主体となるよう、その能力を強化する。

刑事司法制度の推進

被害者の権利の保護と証人及び通報者の保護

31 年齢、性別特有、その他のニーズ、障害、トラウマを含む犯罪による傷害を含む、被害者の特別なニーズや状況に十分な注意を払った上で、犯罪被害者の権利利益を保護し、刑事司法のあらゆる段階で犯罪被害者を支援するために努力し、補償と賠償を得る可能性を含め、被害者の回復を支援し得る手段を提供するように努める。

32 翻訳サービスへの効果的なアクセスなど、刑事手続におけるものを含めた十分な支援を提供することにより、被害者が犯罪を通報することを奨励する。

33 刑事手続における証人及び通報者の効果的な保護のための適切な措置を講じる。

34 被害者特有のニーズを考慮する被害者を中心に置いた援助と支援を行う能力を強化するために、実務家に十分なリソースと研修を提供する。

刑務所の状況の改善

35 国連被拘禁者処遇最低基準規則（マンデラ・ルールズ）並びに女性被拘禁者の処遇及び女性犯罪者の非拘禁措置に関する国連規則（バンコク・ルールズ）の関連規定の実務上の適用を促進することを含め、公判前及び公判後の被拘禁者の拘禁状況を改善し、これに関する刑務所、矯正及びその他の関連職員の能力を向上させる。

36 非拘禁措置に関する国連最低基準規則（東京ルールズ）に十分な注意を払い、公判前拘禁及び拘禁刑に対する代替手段の利用を検討することを含め、拘禁施設の過剰収容に対処するとともに、刑事司法制度の全体的な有効性及び能力を向上させるための措置を講じる。

更生と社会復帰を通じた再犯防止

37 犯罪者のニーズ及びリスクの個別の評価に基づく効果的な処遇プログラムを企画し、実施することを含め、矯正施設における更生環境を推進し、犯罪者が社会復帰に必要な技能を身につけるのを支援するため、職業訓練及び技術訓練並びに教育プログラムへのアクセ

スを提供する。

3 8 社会及び個人の保護の必要性や被害者及び加害者の権利に十分に配慮した上で、地域コミュニティの積極的な参加を得て、加害者の社会復帰を促進するためにコミュニティにおける更生環境を推進する。

3 9 雇用・社会福祉機関や地方自治体などの関連する行政機関の間の省庁間連携とともに、これらの行政機関と犯罪者の長期的かつ社会的な再統合を支援する協力雇用主や地域ボランティアを含む地域社会の間の官民連携を促進することにより、再犯を防止するためのマルチステークホルダー・パートナーシップを推進する。

4 0 犯罪者がコミュニティの一員として社会に受け入れられることの重要性と、犯罪者の長期的かつ社会的な再統合を支援する上でのコミュニティの関与の重要性についての認識を高める。

4 1 受刑者の権利及び同意、更生及び社会復帰に関する問題を適宜考慮した上で、適切な場合には、受刑者が残りの刑期を自国で服役するための移送に関する協力を推進し、必要に応じて、この点に関する二国間又は多数国間の協定又は取極を締結し、このような措置が利用可能であることについての受刑者の認識を高める。

4 2 被害者の回復及び犯罪者の社会復帰を支援し、犯罪及び再犯を防止するために、適切な場合で国内の法的枠組の範囲内において、刑事手続の適当な段階における修復的司法の手続を促進し、この点に関する同手続の有用性を評価する。

刑事司法制度におけるジェンダーの視点の主流化

4 3 法執行機関及びその他の刑事司法機関の全てのレベルにおいて、ジェンダー平等を達成し、女性及び女性のエンパワーメントに対する障害を除去するための適切かつ効果的な政策及び計画を策定・実施し、これに関して、北京宣言及び行動綱領並びに第23回国連総会特別会合で採択された成果文書の、完全で、効果的で、加速化された実施を確保するための更なる具体的な行動をとることを誓う。

4 4 刑事司法手続における女性及び女児の再被害からの保護を含む、犯罪者及び被害者双方のジェンダー特有のニーズに対応したジェンダーに配慮した措置を推進することにより、刑事司法制度においてジェンダーの視点を主流化する。

刑事司法制度と接点をもった子ども及び若者の脆弱性への対処

4 5 少年の更生及び社会復帰を促進するために、少年司法運営に関する国連最低基準規則（北京ルールズ）の関連規定の実務上の適用を推進することを含め、少年の犯罪行為の重大性及び責任の程度並びに少年の脆弱性と根本原因を含む犯罪の原因、犯罪行為のリスク要因に対処する少年司法制度又は他の類似の手続を確立し、強化する。

4 6 ギャングを含むあらゆる形態の組織的な犯罪集団やテロ組織に関与した児童及び若者の更生及び社会復帰を支援するための取組を、児童らの権利を保護し、正義を実現してこれらの犯罪集団の被害者や社会の安全を守ることの重要性を十分に認識しつつ、実施し、必要に応じて強化する。

犯罪捜査手続の向上

4 7 法的根拠を備え、エビデンスに基づく取調べ手法に関するグッド・プラクティスの利用と共有を奨励し、犯罪捜査の過程で違法、濫用、強制的な手段が用いられるリスクを減らし、最良の証拠を得ることを可能にすることで、犯罪捜査、起訴、有罪判決の正統性と質及びリソースの効率的な利用を向上させる自発的な供述のみを得るとともに、非強制的な取調べ手法と手続上の予防措置に関する一連の国際的なガイドラインを練ることに関し、実務家、専門家、その他の関連するステークホルダーとの間の協同を引き続き歓迎する。

法の支配の推進

司法アクセスと法の下での平等な取扱い

4 8 刑事司法機関によるいかなる種類の差別や偏見もない、敬意のある取扱いを確保するための適切な措置を講じることを含め、社会における脆弱な人々を含む全ての人に、その地位にかかわらず、平等な司法へのアクセスと法の適用を確保する。

法律扶助へのアクセス

4 9 刑事司法制度における法律扶助へのアクセスに関する国際連合の原則及びガイドラインの関連する条文、刑事司法プロセスにおける法律扶助サービスの質の確保に関する国連薬物犯罪事務所のツールやその他の関連ツールの実務上の適用を促進すること、ガイドンスツールの開発や法律扶助へのアクセスに関するデータの収集と共有を奨励すること、情報とベストプラクティスの交換やそれぞれの業務遂行の上での相互支援のための、法律扶助提供者の専門的なネットワークを発展させることなどにより、十分な手段を持たない人々がいる場合又は司法の利益にとって必要な場合に、適時で、効果的で、十分なリソースがある、手頃な価格の法律扶助へのアクセスを確保し、そのような扶助の利用可能性についての意識を高めるための措置を講じる。

国内の量刑政策

5 0 犯罪者に対する刑罰の厳しさが犯罪の重大性に見合うものとなるように、犯罪者の処遇に関する量刑の刑罰の政策、実務又は指針を国内法の範囲内で推進する。

効果的で、説明責任があり、公平で、包摂的な機関

5 1 関連する国連総会及び経済社会理事会の決議で言及された文書¹を考慮しつつ、法執行機関及び刑事司法制度を構成するその他の機関の廉潔性及び公平性並びに司法の独立を確保し、公正で、効果的で、説明責任があり、透明で、適切な司法の運営と実現を確保する。

5 2 あらゆる形態の拷問を防止し、捜査し、訴追し、処罰し、これに関する不処罰を根絶するとともに、その他の残酷、非人道的又は品位を傷つけるような処遇や刑罰を防止するために、効果的な立法上、行政上、司法上その他の関連する措置を講じる。

効果的な腐敗防止の取組

5 3 特に、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約、腐敗の防止に関する国際連合条約及びその他の関連するツールを、該当する場合に実施することにより、国際的な腐敗防止構造の既存のツールを効果的に活用する。

5 4 不処罰を根絶するため、腐敗を分析するためのデータの収集と評価を強化すること、総合的に腐敗を防止し、発見し、捜査し、訴追し、審理するために公的機関の廉潔性、透明性、説明責任を強化することなどの効果的な政策や対策を開発し、十分なリソースを確保し、実施する。

5 5 贈収賄や合法的な経済への犯罪収益の洗浄を防止し、それらに対処することなど、組織的な犯罪集団と腐敗の間に存在するつながりを効果的に断ち切るための適切な措置の利用を確保し、それにより、不正な資金の流れを防止し、それに対処するための戦略を開発する。

5 6 誠実にかつ合理的な根拠をもって権限ある当局に腐敗行為を通報した者に対する不当な取り扱いからの保護を提供し、それによって汚職の通報を促進する。

¹ これらの文書には、「司法の独立に関する基本原則」とその補完文書、「司法の行為に関するバンガロール原則」、「弁護士役割に関する基本原則」と「検察官の役割に関する国連ガイドライン」、「司法手続の透明性に関するイスタンブール宣言」及び「イスタンブール宣言の効果的な実施のための措置」などが含まれる。

57 国内法及び適用される国際法の範囲内で、ジャーナリスト及びメディア従事者らに対して行われた犯罪に対する不処罰を終わらせる観点から、紛争下及び紛争後の状況を含め、特に、腐敗及び組織犯罪活動との闘いの文脈において、公平で効率的で効果的な捜査を実施することを通じて、その職務上の責務により脅迫、嫌がらせ、暴力の特有のリスクにさらされるこれらの者に対して行われた、その管轄する範囲内での脅迫や暴力行為を捜査し、訴追し、処罰する。

58 腐敗の通報者の保護のために用意された措置を含め、通報者の責任と権利に関する情報を広めることなどにより、腐敗の事例を通報する手段についての公衆の認識を高める。

社会的、教育的その他の方策

59 文化的多様性について認識した上で、法の支配に対する尊重に基づく法遵守の文化を一般市民の間で涵養するために必要な価値観、技能、知識を市民に提供するため、公的な法教育を含む、法や政策に関する質の高い教育に対するアクセスを提供し、啓発活動を推進する。

あらゆる形態の犯罪を防止し、それに対処するための国際協力と技術支援の推進

能力構築と技術支援を含む国際協力

60 締約国が条約等を実施するのを支援し、技術支援の具体的なニーズを特定して充足し、ベストプラクティスを共有して効果的な国際協力を促進するため、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約及びその議定書の実施について最近設立されたレビューメカニズム及び腐敗の防止に関する国際連合条約の実施のレビューメカニズムに積極的に参加し、貢献する。

61 適切な人的・物的リソース、専門知識及び現代的な通信や事件管理ツールなどのツールを提供し、能力構築プログラムや技術支援プログラムを強化し、犯罪に関する電子的リソース及び法令の共有知識管理ポータル、MLA 要請ライター・ツール及び権限ある国家当局のオンライン・ディレクトリなどのツールを国連薬物犯罪事務所の協力と調整を得て更新し、普及させるなどして、刑事共助や犯罪人引渡しなどの国際協力を促進する責任を負う中央当局やその他の権限ある当局の効率性及び有効性を高める。

62 特に要請に関して、既存の課題や困難に効果的に対処し、グッド・プラクティスを促進しつつ、犯罪人引渡し及び刑事共助の分野を含む、刑事分野での効果的な国際協力を強化し、腐敗の防止に関する国際連合条約及び国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を含む、既存の地域的及び国際的な条約等を犯罪人引渡し及び刑事共助協力の法的根拠と

して活用することを促進し、必要に応じて、この点に関する国際協力を強化する協定や取極を実施し、締結する。

6 3 法執行機関及びその他の刑事司法関係者の間で信頼を構築し、国際協力を更に促進することなどの観点から、これらの機関等の中で情報やベストプラクティスを交換するための地域的及び地域横断的な協力ネットワークを確立し、又は強化する。

6 4 国際刑事警察機構などの政府間機関を支援することを含め、犯罪を防止し、それと闘うために必要な、公式及び国内法の下で認められている範囲での非公式な情報の交換及びコミュニケーションを促進する。

6 5 ドーハ宣言の履行のためのグローバルプログラムなどの継続中の取組やグッド・プラクティスを踏まえて、国連薬物犯罪事務所の協力を得て行うものを含む技術支援及び能力構築を通じた国際協力を引き続き強化する。

6 6 発展途上国が直面している特定の課題及び特有のニーズを考慮に入れた上で、法執行当局及び刑事司法機関が効果的に犯罪を防止し、それと闘うことができることを可能にすることを目指して、物資的な支援及び研修を含む、最も広範な技術支援の措置を推進し、促進し、支援する。

6 7 犯罪の防止及びそれとの闘いにおける効果的な国際協力の基本的な役割を認識し、そのために、国際的な課題及び障壁、特にそのような協力を妨げ、国際連合憲章及び国際法上の義務に合致しない措置に対処し、取組、効果的に対応することの重要性を強調し、この点において、国際的な義務と整合的に、そのような措置の適用を控えるように各国に要請する。

犯罪者から犯罪収益をはく奪するための国際協力

6 8 腐敗の防止に関する国際連合条約及び国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の全ての関連する規定及び原則に従って行われるものを含め、犯罪の収益又はその他の財産及び道具の特定、追跡、凍結、押収及び没収並びに返還を含むそれらの処分に関する国際協力及び支援を強化し、適切な場合には、腐敗の防止に関する国際連合条約第57条5に基づき、没収された財産の返還及び最終処分のため、個々にその事例に応じて協定又は相互に受諾し得る取極を締結することにつき、特別な考慮を払い、かつ、同条約第4条に従い、国家がこの点に関して一方的に条件を課すことができないことを認識した上で、透明性及び説明責任を強化するための措置に合意することを十分考慮する。

6 9 没収及び返還すべき犯罪収益のある腐敗関連事件を代替的法的メカニズム及び和解を含めた裁判外解決手続を用いて解決する場合には、国際協力、情報及び証拠の共有、並びに腐敗の防止に関する国際連合条約及び国内法の範囲内で犯罪収益の回復を強化するため、適切かつ国内法と整合する場合には、影響を受ける国からの支援を利用する。

7 0 特に腐敗に関する事件の場合には、財産回復が犯罪防止及び刑事司法の重要な要素であると認識し、この点において、適正手続を遵守しつつ、政治的な意思を強化する。

7 1 国内法に従い、国内の優先事項に沿った形で返還された財産を利用する上で、持続可能な開発のための 2030 アジェンダを考慮し、奪われた財産の回復及びその返還を強化することが 2030 アジェンダの実施を支援することに留意しつつ、特に、適切な場合には国内法の範囲内で、その法的手続を簡素化することにより、財産の回復のための措置を適用するための障壁を取り除き、障害を克服することを国に奨励する。

7 2 企業の実施的所有者、法的構造又はその他の複雑な法的メカニズムに関する信頼できる情報を入手し、共有するために必要な措置を実施し、それにより、捜査手続と刑事共助の要請の実施を促進する。

あらゆる形態のテロ

7 3 テロを正当化することはできないことを認識した上で、全てのレベルでの法の支配を強化し、テロ対策に関連する国際条約及び議定書の締約国による履行を確保するなどして、あらゆる形態のテロのあらゆる行為、方法及び実践を防止し、これらと闘うために、国際的、地域的、準地域的レベルでの協力を強化するとともに、それがテロを助長する場合には、暴力的過激主義を含むテロの拡散を助長する条件に効果的に対処することを目的とした戦略を策定し、リソースや専門性を動員することを含め、国際的、準地域的及び国内的レベルにおいて、国際連合のテロ対策戦略を全ての面で遅滞なく実施する。

7 4 どこで誰によって行われたかを問わず、あらゆる形態のテロに対するより効果的な行動、特に、信頼でき、検証可能な情報と証拠に裏付けられた捜査及び訴追を確保し、そのために、関連する情報及び証拠の収集、取扱い及び保存を改善し、情報及び証拠共有のためのネットワークへの参加を必要に応じて検討する。

7 5 適用可能な国際法の下での義務を遵守した上で、あらゆる形態のテロに対する財政的及びロジスティックな支援を防止・対処し、テロリストが武器を入手することを防止するために、テロ資金供与と国際的な組織犯罪、違法薬物関連の活動、マネーロンダリング、身代金の要求などによる資金調達を目的とした誘拐及び人質取り、並びに恐喝との間に、場合

によっては存在し、増大し、又は、潜在的にあるつながりを特定し、分析し、対策を講じる。

7 6 適用可能な国際的な義務の履行などを通じ、外国人テロ戦闘員がもたらす脅威の増大に対処し、国際連合が既存のマンドート内で要請に応じて最も影響を受けている地域を含めて各国を支援するために行う能力構築及びその促進の重要性を強調する。

7 7 法執行機関、民間セクター及び一般市民の間の情報共有を強化することなどを通じ、重要インフラの安全性と強靱性及び特に脆弱な「ソフトターゲット」の保護を向上させる。

7 8 テロ攻撃を行うための扇動やそのようなテロリストのプロパガンダの拡散を防止し、それらと闘い、あらゆる形態のテロの美化に警鐘を鳴らすために適切な措置を講じる。

新規、新興及び進化形態の犯罪

7 9 犯罪を防止し、それらと闘い、国際協力を促進し、犯罪収益を没収かつ返還するために、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約及びその議定書等の関連かつ適用可能な条約を、そこに含まれる措置を通じて最大限に活用することを含め、新規、新興及び進化する犯罪の形態に対処するための措置を強化する。

8 0 犯罪防止刑事司法委員会やその他の関連する国際的・地域的なフォーラムの枠組みの中で、情報共有や意見、経験やベストプラクティスの交換を強化することなどを通じ、国際協力や技術支援の効果的な方法を開発するために、犯罪行為に用いられる手法の傾向や進化を検討する。

8 1 国連薬物犯罪事務所による関連する技術支援を通じ、データの収集及び適当な場合にはその共有を支援すること、人々を人身取引に対して脆弱にする要因への対処、サプライチェーンを含めた人身取引ネットワークの発見及び解体、人身取引につながる搾取を助長する需要の抑止、人身取引ネットワークの不処罰の根絶、金融捜査の実施及び国内法で定められた条件下での特別な捜査技術の利用並びに人身取引の被害者の保護など、人身取引を防止し、それらに対抗し、それらと闘うための取組を強化する。

8 2 特に人権に関する、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約及び国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書の下での締約国のそれぞれの義務及びその他の関連する国際的な義務と整合する形で、移民を密入国させることを防止し、これらと闘い、移民の生命及び人権を保護するための効果的な措置を採用・実施し、特に、このような犯罪や移民に対するその他の犯罪から利益を得ている国際的・国内的な組織的犯罪集団の役割が増大して

いることに、金融捜査や特別な捜査技術を並行的に実施することなどを通じて対処するため、この点における二国間、地域間及び国際的な協力を強化し、さらなる死傷者や人命の損失を防ぐためにあらゆる努力を行うことを強調する。

8 3 犯罪者や犯罪組織が銃器にアクセスすることを防止するための地球規模、地域的及び二国間の協力を促進し、オンライン取引を含む、銃器、その部品及び構成部分並びに弾薬の不正取引や横流し、及び使用不能になった銃器の不法な再生を防止し、それらと闘うための国境管理の仕組みと戦略を強化する。

8 4 法執行の協力及び押収された武器の体系的な追跡を確保するなどして、銃器、その部品及び構成部分並びに弾薬の不正製造及び不正取引に関する技術開発及び手口の変化に関連する脅威に対処・対抗するための協力を強化し、これらの犯罪を捜査・訴追する。

8 5 包括的でバランスのとれたアプローチを通じ、共同かつ共通の責任の原則に基づき、既存の薬物政策の約束の実施を加速するなどして、国内的、地域的、国際的なレベルの協調的及び持続的な行動を必要とする世界的な薬物問題に対し、効果的に対処し、対抗する。

8 6 オンライン及びオフラインでの子どもの性的搾取や性的虐待を含む、子どもに対する虐待、搾取、人身取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を防止し、根絶するために、これらの行為を犯罪化し、被害者を支援し、これらの犯罪と闘うための国際協力を促進することにより、より効果的な対策を講じる。

8 7 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約で保護されている動植物などを含む野生生物、木材及び木材加工品、有害廃棄物及びその他の廃棄物、希少な金属、石及びその他の鉱物の不法取引並びに密猟など、環境に影響を与える犯罪を防止し、それらと闘うため、関連する国際文書を可能な限り活用することにより、また、犯罪者から犯罪収益をはく奪する必要性を認識しつつ、これらの犯罪に関連した国際的な組織犯罪、汚職、マネーロンダリング及びこれらの犯罪から派生した不正な資金の流れに対処することなどを目的とした立法、国際協力、能力構築、刑事司法による対応及び法執行機関の取組を強化することにより、効果的な措置を採用する。

8 8 2017年の世界保健総会で承認された偽造医療品の定義の適用範囲を認識しつつ、これを考慮した上で、偽造医療品の製造及び取引に対応するための措置を、適切な場合には強化し、偽造医療品の製造及び取引に関するデータ収集及び調査を奨励する。

8 9 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約、文化財の不法な輸入、輸出及び所有

権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約，文化財不法取引及びその他の関連犯罪についての犯罪防止・刑事司法的対処に関する国際ガイドライン及びその他の関連文書等を考慮に入れ，文化財に対する犯罪を闘うために適用可能な国際的な法的枠組みを効果的に活用するためのあらゆる可能な選択肢を検討するとともに，必要に応じて，国際協力のための既存の枠組みを補完するための提案を検討するため，文化財の不法取引及び文化財を標的とするその他の犯罪並びに組織犯罪及びテロの資金調達との繋がりに対する国内的及び国際的な対応を強化し，適切な経路を通じてそのように不正に取引された文化財の原保有国への返還又は原状回復など，この点に関する国際協力を強化する。

90 商品の密輸に関し，この種の犯罪及びこれらと腐敗及びその他の犯罪との間の考えられる繋がりへの対処を国内法の範囲内で強化するため，よりよく理解するための取組を行う。

91 ヘイト犯罪の防止，捜査及び訴追を行うために，刑事司法実務家の能力を強化することを含め，効果的な戦略を開発し，そのような犯罪を通報するために法執行機関と関わる際の社会的な信頼を構築するため，被害者や被害者コミュニティと効果的に関わる。

92 その他の新規，新興及び進化形態の犯罪の脅威，並びにそれらの犯罪と不正な活動のための実入りのいい利益源として，組織的な犯罪集団との間の考えられる関連性に対処するための措置を強化する。

93 増大するサイバー犯罪の脅威を効果的に防止し，それらと闘うために，連携と国際協力を強化する。

94 法執行機関及びその他の刑事司法機関が継続的な技術の発展に適応できるように，要請に基づく技術支援，能力構築及び必要な研修を提供することに加えて，法律，規則及び政策を改善することを通じて，これらの機関等による技術の適切な利用を促進する。

95 サイバー犯罪と闘うための国際協力を強化するために，国内の法的枠組や国際法の原則を十分に尊重した上で，デジタル産業，金融セクター，通信サービス事業者との官民連携を国内的，地域的，国際的レベルで推進する。

本宣言と我々のコミットメントへの適切なフォローアップを確保するために

96 我々は，犯罪防止刑事司法委員会に対し，そのマンデートに従い，本宣言のフォローアップのための適切な政策及び実施上の措置を取り，本宣言の実施に関する進捗情報を活

用するための革新的な方法を特定することを求めるとともに、同委員会に対し、持続可能な 2030 アジェンダの達成に向けて犯罪防止、刑事司法及び法の支配を推進するためのグローバルなパートナーシップを強化するため、プログラム・ネットワーク機関を含む、他の関連するステークホルダーと関わっていくことをさらに要請する。

97 我々は、日本国民及び日本国政府に対し、第14回コンGRESのために提供された温かく寛大なもてなしと素晴らしい施設について、深い感謝の意を表明する。